給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

令和７年３月31日

国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　中野　洋昌

第16条中「第10号の３」を「第10号の５」に改める。

第29条第１項の表中「$\frac{46.00}{1,000}$」を「$\frac{49.80}{1,000}$」に、「$\frac{8.63}{1,000}$」を「$\frac{9.15}{1,000}$」に、「$\frac{44.07}{1,000}$」を「$\frac{48.04}{1,000}$」に、「$\frac{47.93}{1,000}$」を「$\frac{51.56}{1,000}$」に、「$\frac{92.00}{1,000}$」を「$\frac{99.60}{1,000}$」に、「$\frac{17.26}{1,000}$」を「$\frac{18.30}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{46.00}{1,000}$」を「$\frac{49.80}{1,000}$」に、「$\frac{8.63}{1,000}$」を「$\frac{9.15}{1,000}$」に、「$\frac{47.93}{1,000}$」を「$\frac{51.56}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{46.00}{1,000}$」を「$\frac{49.80}{1,000}$」に、「$\frac{44.07}{1,000}$」を「$\frac{48.04}{1,000}$」に、「$\frac{47.93}{1,000}$」を「$\frac{51.56}{1,000}$」に、「$\frac{1.03}{1,000}$」を「$\frac{1.12}{1,000}$」に改める。

附　則

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以降の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。